





第二 米穀の振替は商人の往來の一層  
便利の方法なり故に一回商人は此方法に  
適心して行はる。

第三 米穀の振替は商人の往來の一層  
便利の方法なり故に一回商人は此方法に  
適心して行はる。

第四 米穀の振替は商人の往來の一層  
便利の方法なり故に一回商人は此方法に  
適心して行はる。

第五 米穀の振替は商人の往來の一層  
便利の方法なり故に一回商人は此方法に  
適心して行はる。

第六 米穀の振替は商人の往來の一層  
便利の方法なり故に一回商人は此方法に  
適心して行はる。

第七 米穀の振替は商人の往來の一層  
便利の方法なり故に一回商人は此方法に  
適心して行はる。

必以爲其自其年以來其報之一切而後以之  
其任其解之其也其解之其也其法  
其地其解之其也其解之其也其法  
於其也其解之其也其解之其也其法  
其也其解之其也其解之其也其法  
其也其解之其也其解之其也其法  
其也其解之其也其解之其也其法  
其也其解之其也其解之其也其法  
其也其解之其也其解之其也其法  
其也其解之其也其解之其也其法

明正二年一月

二年

海

其也其解之其也其解之其也其法

官有承入札言扱規則

114  
A.05  
2

官方米 札拂石指方知分

大正十一年四月  
隈侯爵邸寄贈

第一巻

古拂米者、千石河家何米、流物、石敷、米、多、向、人、  
不、拂、石、指、方、知、分、知、分、知、分、知、分、知、分、知、分、  
米、多、傷、石、指、方、知、分、知、分、知、分、知、分、知、分、

入札米

何州何米

何子何石名

古、石、指、方、知、分、知、分、知、分、知、分、知、分、知、分、

但、米、几、何、淺、草、倉、庫、石、指、方、知、分、知、分、知、分、知、分、

年、号、月、日、

浅草の倉庫



第六条

凡人民限通中在之物より再之礼上  
之より之りてそ有るん計其ある高千解之  
り何人より有るものなり

第七条

凡礼未及礼目より六日より之礼敷る  
之竹節の節より持より之後敷法石之月毎  
之洞之物なり

第八条

凡礼之礼未及礼目より六日より之礼敷る  
之竹節の節より持より之後敷法石之月毎  
之洞之物なり

凡礼之礼未及礼目より六日より之礼敷る  
之竹節の節より持より之後敷法石之月毎  
之洞之物なり

第九条

凡礼之礼未及礼目より六日より之礼敷る  
之竹節の節より持より之後敷法石之月毎  
之洞之物なり

第十条

凡礼之礼未及礼目より六日より之礼敷る  
之竹節の節より持より之後敷法石之月毎  
之洞之物なり

第十一条

凡礼之礼未及礼目より六日より之礼敷る  
之竹節の節より持より之後敷法石之月毎  
之洞之物なり



親之并但此と居るなり

三月十二日

石之製料のり斗り立々米茶切子等

有し由る扱う仕書